

## NEDO技術委員・技術委員会等規程

(研究評価委員会関係部分抜粋版)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「機構」という。）が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1号から第12号までに規定する業務（以下「開発関連業務」という。）に係るNEDO技術委員の委嘱並びに技術／事業検討会、技術委員会、評価委員会、調査委員会、採択審査委員会及び研究評価委員会（以下、この章において「委員会」という。）の設置・運営のために必要な手続きを定め、もって機構の業務の適切かつ円滑な企画、推進等を図ることを目的とする。

(委員会の公開及び非公開)

第2条 委員会は原則公開とする。ただし、採択審査委員会については非公開とする。

2 委員会の長は、必要があると認める場合には、委員会を非公開とすることができる。

(委員会の事務)

第3条 委員会に係る事務は、開発関連業務を所管する部が行う。ただし、機構が実施する評価については、技術評価実施規程（平成15年度規程第27号）第9条に規定する評価事務局が行うものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長等が委員会に諮って定めるものとする。

### 第2章 NEDO技術委員

(NEDO技術委員)

第5条 機構は、第1条の目的を達成するため、機構にNEDO技術委員を置くことができる。

2 NEDO技術委員は、機構の指名するところにより、次の業務を行うものとする。

- 一 第3章に定める技術／事業検討会に係る事項
- 二 第4章に定める技術委員会及び調査委員会に係る事項
- 三 第5章に定める採択審査委員会に係る事項
- 四 第6章に定める評価委員会及び研究評価委員会に係る事項

3 NEDO技術委員に係る事務は、当該委員が行う業務に応じ、第2項各号に掲げる事項に係る事務を処理する部において処理するものとする。

(委嘱)

第6条 NEDO技術委員は、外部の学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 理事長は委嘱に当たっては、職務上知り得た秘密を漏らし又は盗用しないこと、採択審査・評価を担当する際には公平な審査・評価を行うこと及び審査・評価の事前事後にかかわらず委員であることを利用して自己の利益をはかることのないことを誓約する旨の承諾書を別に定める様式により提出させることとする。

(任期)

第7条 NEDO技術委員の任期は、委嘱の日から翌事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、別に任期を定めることができる。

(会議への出席に係る謝金及び旅費の支給)

第8条 NEDO技術委員に対する謝金及び旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達（平成15年度機構達第12号）に定めるとおりとする。

第3章 技術／事業検討会 <省略>

第4章 技術委員会、評価委員会及び調査委員会 <省略>

第5章 採択審査委員会 <省略>

第6章 評価委員会及び研究評価委員会

(設置)

第27条 機構に評価委員会及び研究評価委員会（以下、この章において「委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第28条 評価委員会は、開発関連業務に係る特定の技術分野の技術開発に関する評価を行う。研究評価委員会は、開発関連業務に係る評価のうち研究評価部が実施する評価を行う。

(委員会)

第29条 評価委員会は、原則として、委員15人以内で組織し、研究評価委員会は、原則として、委員20人以内で組織する。

2 評価委員は、NEDO技術委員のうちから、担当部の長が指名し、研究評価委員は、NEDO技術委員のうちから、理事長が指名する。

3 委員会会務を総括するため、委員会に委員長を置き、評価委員会では担当部の長の指名により、研究評価委員会では理事長の指名によりこれを定める。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ、評価委員会では担当部長の長の指名する委員が、研究評価委員会では理事長の指名する委員が、その職務を代理する。

(準用)

第30条 委員会の運営については、第3章の第12条第3項及び第4項並びに第13条、第14条を準用する。

(分科会及び分科会長)

第31条 委員会は、専門の事項について評価するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき者（以下、この章において「分科会委員」という。）は、委員又はNEDO技術委員のうちから、理事長が指名する。

3 分科会会務を総括するため、分科会に分科会長を置き、理事長の指名によりこれを定める。

4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ、理事長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、分科会に準用する。

(分科会における評価結果の報告)

第32条 分科会長は、当該分科会における評価の結果について、委員会に報告し、委員会の了承を得るもの